

埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱いQ&A

～ 目 次 ～

Q1	平成25年2月5日付け国土交通省建設業課長の通知により、建設業法施行令第27条第2項の規定が緩和されたのか。また、平成26年2月3日付け国土交通省建設業課長の通知では何が改定されたのか。
Q2	一体性や連続性、相互に調整を要する工事の判断はどのように行うのか。
Q3	国土交通省の通知では工事現場の相互の間隔が「10km程度」であるが、埼玉県では「10.0km以内」なのか。
Q4	10.0kmは直線距離か、それとも移動する道路の距離（走行距離）か。
Q5	工事現場の相互の間隔とは、どのように計測した値か。
Q6	兼務できる工事件数は原則2件だが、3件の工事を兼務することは可能か。
Q7	県発注工事同士の場合、全てが主任技術者の兼務可能対象工事となるのか。
Q8	専任の必要がない請負代金額が3,500万円未満（建築一式工事では7,000万円未満）の工事と専任の必要がある請負代金額3,500万円以上（建築一式工事では7,000万円以上）の工事を兼務することは可能か。
Q9	兼務の対象として民間工事も含まれるのか。
Q10	コリンズで兼務を確認できなかった場合（国、市町村工事などの他機関および民間工事含む）はどのように対応するのか。
Q11	兼務届出書の提出後、主任技術者の兼務を調査したところ既に監理技術者として配置されていることがわかった。どのように取扱うのか。
Q12	兼務届出書が提出されたが、既に2件の工事を兼務する専任の主任技術者であった。どのように取扱うのか。
Q13	兼務届出書は、新たに配置予定となる工事の発注者にのみ提出するものか。
Q14	兼務が認められない工事はあるのか。
Q15	兼務している2件の工事の下請契約の請負代金の合計額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）を超えてしまった。専任を要する監理技術者へ変更しなければならないのか。
Q16	兼務している一方の工事が、専任を要する監理技術者へ変更しなければならなくなった場合、どのように取扱うのか。
Q17	兼務している主任技術者が真にやむを得ない場合（死亡、退職等）により途中交代しなければならないときはどうするのか。 また、このような工事において他の工事の主任技術者が兼務することは可能か。
Q18	同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、現場代理人を兼務することができるのか。
Q19	「営業所における専任の技術者」について、専任の必要がある請負代金額3,500万円以上（建築一式工事では7,000万円以上）の工事の技術者に配置することは可能か。

Q1：平成25年2月5日付け国土交通省建設業課長の通知により、建設業法施行令第27条第2項の規定が緩和されたのか。また、平成26年2月3日付け国土交通省建設業課長の通知では何が改定されたのか。

A1：緩和ではありません。建設業法施行令に規定される内容が明確化されたものです。

<建設業法施行令第27条第2項>

前項に規定する建設工事のうち密接な関係<sup>※1</sup>のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所<sup>※2</sup>において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

【平成25年2月5日付、国土交通省建設業課長の通知により明確化された内容】

※1：工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事。

【平成26年2月3日付、国土交通省建設業課長の通知により改正】

※2：工事現場の相互の間隔が5kmから10kmに改定。

これらの条件を満たす工事について同一の専任の主任技術者が原則2件、兼務でできることが明確化されました。

Q2：一体性や連続性、相互に調整を要する工事の判断はどのように行うのか。

A2：埼玉県では大局的に判断しております。

例1：埼玉県発注工事は、県内の社会資本を埼玉県が一体的に整備、維持管理するための工事と考えられるため、一体性があると判断しています。

例2：同一路線や同一河川で実施する県及び他機関の発注工事については、連続性があると判断しています。

例3：同一区画整理地内や同一県営公園内の工事は一体的に行う必要性、相互に調整を要する必要性があるため、造成工事、道路築造工事、上下水道工事など、一体性や相互に調整を要する必要があるものと判断しています。

例4：同時に複数箇所で交通規制を行うような複数工事では円滑な交通規制を行うため、相互に調整する必要があると判断しています。

Q3：国土交通省の通知では工事現場の相互の間隔が「10km程度」であるが、埼玉県では「10.0km以内」なのか。

A3：主任技術者の兼務を認める要件は、落札候補者となった者の入札が無効になる可能性がある重要な要素です。

このため、直線距離を地図上で測定する誤差等も考慮しつつ埼玉県では10.0km以内とする明確な基準値を定めました。

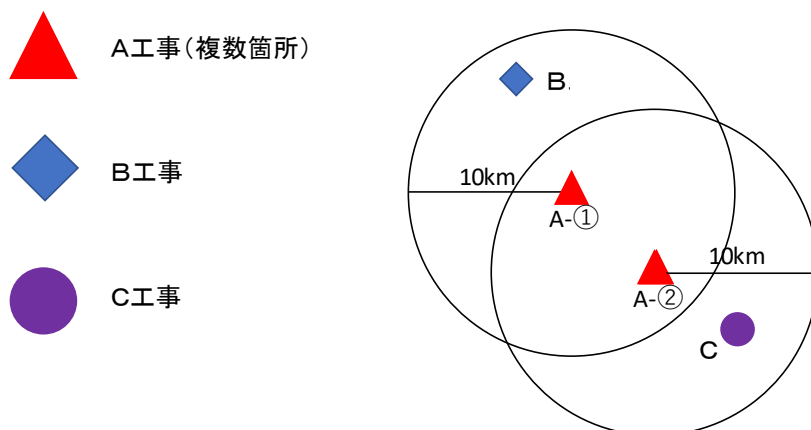
Q4：10.0kmは直線距離か、それとも移動する道路の距離（走行距離）か。

A4：工事現場間の直線距離とします。例えば、河川の右岸と左岸の工事場所など、自動車等での移動距離が長くても直線距離とします。

Q5：工事現場の相互の間隔とは、どのように計測した値か。

A5：工事現場は「管理可能な一定のエリア（仮囲い等で仕切られた範囲）」であり、その最短距離と捉えます。仮囲いを行わない工事は、工作物間の最短距離とします。

なお、1つの工事で複数箇所に現場がある場合は、下記のとおり、兼務したい別工事に最も近い工事現場が10.0km以内であれば兼務可能となります。



B工事とA工事を兼務する場合、A-①現場との直線距離とする。

C工事とA工事を兼務する場合、A-②現場との直線距離とする。

Q6：兼務できる工事件数は原則2件だが、3件の工事を兼務することは可能か。

A6：要領第5条のとおり、埼玉県発注の工事では兼務できる件数は2件までとしています。

ただし、監理技術者制度運用マニュアル（国交省）に記載される内容に該当する場合は、発注者との協議によりこの限りではありません。

<国土交通省 監理技術者制度運用マニュアル抜粋>

また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第二十七条第二項）。

Q7：県発注工事同士の場合、全てが主任技術者の兼務可能対象工事となるのか。

A7：工事現場間の直線距離が10.0km以内にあり、発注機関が兼務を認める場合は兼務することが可能です。

異なる県土整備事務所間の工事、道路工事や河川工事であっても発注機関が認める場合は兼務することが可能となります。

Q8：専任の必要がない請負代金額が3,500万円未満（建築一式工事では7,000万円未満）の工事と専任の必要がある請負代金額3,500万円以上（建築一式工事では7,000万円以上）の工事を兼務することは可能か。

A8：兼務することは可能です。

専任の主任技術者を配置する必要がない3,500万円未満の工事と専任で主任技術者を配置する必要がある3,500万円以上の工事の兼務は、兼務をする要件（要領第3条第1項）を満たす工事であれば可能となります。

ただし、同一の主任技術者が兼務できる工事の数は原則2件です。

Q9：兼務の対象として民間工事も含まれるのか。

A9：建設業法の趣旨からも民間工事も含まれます。

ただし、兼務する工事を契約書等で明確に確認することができる工事が前提となります。

Q10：コリンズで兼務を確認できなかった場合（国、市町村工事などの他機関および民間工事含む）はどのように対応するのか。

A10：兼務届出書とともに契約書（金額確認）や工事内容、兼務を希望する主任技術者の他工事の配置状況がわかる書類を提示してもらいます。

Q11：兼務届出書の提出後、主任技術者の兼務を調査したところ既に監理技術者として配置されていることがわかった。どのように取扱うのか。

A11：監理技術者の兼務は認められておりません。

このため、落札候補者である時点では、その者が行った入札は無効となります。

ただし、要件を満たす他の主任技術者の配置が可能な場合は異なります。

要件を満たす他の主任技術者が兼務を希望する場合は、再度、兼務届出書を提出し審査することになります。

Q12：開札後、資格審査時において兼務届出書が提出されたが、既に2件の工事を兼務する専任の主任技術者であった。どのように取扱うのか。

A12：兼務できる件数の考え方はQ6に記した回答のとおりです。

主任技術者として他に配置可能な技術者がいないか確認して下さい。

兼務することが適当と認められない場合、入札は無効となります。

Q13：兼務届出書は、新たに配置予定となる工事の発注者にのみ提出するものか。

A13：専任を必要とする主任技術者の兼務届出書は、落札候補者となった時点で新たに配置予定の工事となる発注者へ提出するものです。これに併せ既に配置されている工事の発注者に対して、その写しを提出して下さい。

また、既に県発注工事を受注し、新たに国や市町村発注工事の落札候補者となった場合は、その時点で県の工事担当者へ兼務届出書を提出する必要があります。

なお、兼務する工事の発注機関が同一であっても兼務届出書はそれぞれの工事に対する関係書類として提出する必要があります。

※ 2件の工事の兼務する場合、既に配置されている工事の発注機関および新たに配置する工事の発注機関それぞれの内諾を得る必要があります。

Q14：兼務が認められない工事はあるのか。

A14：あります。

兼務する要件（要領第3条第1項）を満たしていない工事や既に2件の工事を兼務しており専任の期間内である場合、重要構造物の工事など、発注機関が兼務することを認めない工事は兼務できません。

また、既に受注している工事の発注機関が兼務を認めない場合も兼務できません。

これらの場合、請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の工事では、他の専任の主任技術者を配置する必要があります。

他の技術者を配置できない場合や兼務する要件（要領第3条第1項）を満たしていない場合は、落札候補者となっている入札が無効となります。

Q15：兼務している2件の工事の下請契約の請負代金の合計額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）を超えてしまった。専任を要する監理技術者へ変更しなければならないのか。

A15：専任を要する同一の主任技術者が兼務する工事ではそれぞれの工事の下請契約の請負代金額を合計する必要はありません。

ただし、兼務するいずれかの工事の下請契約の請負代金額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）を超えた場合、専任を要する監理技術者に途中変更しなければなりません。

Q16：兼務している一方の工事が、専任を要する監理技術者へ変更しなければならなくなった場合、どのように取扱うのか。

A16：兼務している工事の一方が、やむを得ない事情により専任を要する監理技術者に途中変更が必要となった場合は、途中交代を認めます。

主任技術者と監理技術者の兼務は認められていません。そのため、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保され、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められる新たな主任技術者の配置が必要となります。

受注者の事情により交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される新たな主任技術者を配置することが認められない場合、発注者は埼玉県建設工事標準請負契約約款第47条第4号に基づき契約を解除することができます。

Q17：兼務している主任技術者が真にやむを得ない場合（死亡、退職等）により途中交代しなければならないときはどうするのか。また、このような工事において他の工事の主任技術者が兼務することは可能か。

A17：新たな主任技術者を配置することになります。

監理技術者制度運用マニュアルに定めるとおり、途中交代は慎重かつ最小限にしなければなりません。

交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保され、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められる主任技術者を配置することが必要です。

ただし、途中交代時に他の工事の主任技術者が兼務することはできません。

同一の主任技術者の兼務については、取扱要領第6条により落札候補者となった時点でのみ判断します。

Q18：同一の主任技術者が兼務する工事において、現場代理人を兼務することができるのか。

A18：令和3年7月13日付け入第383号「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について（通知）」に基づき、発注機関が認める工事については、同一の主任技術者が兼務する工事において現場代理人を兼ねることが可能です。

なお、現場代理人の常駐緩和（兼務）については、入札課にご確認ください。

Q19：「営業所における専任の技術者」について、専任の必要がある請負代金額3,500万円以上（建築一式工事では7,000万円以上）の工事の技術者に配置することは可能か。

A19：不可です。平成15年4月21日付け国総建第18号より、「営業所における専任の技術者」は法26条第3項に規定する専任を要する者を除くとあるため、専任性のある工事の技術者になることはできません。